平成２４年（フ）第７４号
神戸市中央区熊内町９丁目２番43号東峰コーポ11号、従前の住所広島市西区古江西町19番12号
債務者　坪田　典子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７１号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地　Ｊ棟1303号
債務者　井口　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９１号
神戸市兵庫区東出町３丁目19番８号
債務者　川崎　泰弘
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３号
愛媛県伊予市下吾川380番地180
債務者　濵邊　達人
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８号
愛媛県伊予市灘町135番地８
債務者　高岡　和弘
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
愛媛県松山市中央１丁目４番26号　レジデンス大森Ⅱ―207号
債務者　河端　良太
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
福岡県八女市宮野394番地１
債務者　津城　　都（旧姓月足）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県田川郡福智町赤池371番地７
債務者　亀谷　貞子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１号
佐賀県伊万里市波多津町井野尾1964番地
債務者　森野　英二
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１７号
佐賀県杵島郡白石町大字福富449番地１　上区住宅２―２号
債務者　江口　義正
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１８号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙3469番地６
債務者　坂井　眞江
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１９号
佐賀県西松浦郡有田町大木宿乙3469番地６
債務者　坂井　　信
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５３号
宮崎県日南市吾田西１丁目12番25号
債務者　有馬　勝義
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
宮崎県日南市吾田西１丁目12番25号
債務者　有馬　史征
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
宮崎県日南市吾田西１丁目12番25号
債務者　有馬　衣里
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
宮崎県都城市前田町17―１　ナカモトアパート31号、前住所宮崎県都城市花繰町14号４番地　メイプルコート花繰108号
債務者　山﨑　純利
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２１号
鹿児島県霧島市国分中央１丁目16番11号　第２愛宕荘213号
債務者　大原　友恵（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成24年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
盛岡市開運橋通２番24―1103号
債務者　伊藤　　勉
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部